

農業振興地域整備計画の 全面見直しに伴う除外申請等受付を 一時停止しています

問 産業建設課産業係(18番窓口) ☎64・1124

湯浅町では、農業振興地域整備計画の全面見直し作業を行っており、計画変更の手続きについて和歌山県等の関係機関と協議のため、農業振興地域整備計画の一部変更申請(除外や編入)の受付を一時停止しています。

各種申請をお考えの方は申請時期にご注意ご理解いただきますよう、よろしくお願ひします。

■**停止期間**
令和4年1月から変更計画の告示まで
(令和4年6月30日を予定)
※停止期間については、農業振興地域整備計画変更の進捗状況により変更する場合があります。

■影響のある各種申請

・**農地転用に伴う除外申請**
農業振興地域内農用地区域に該当する農地を農地以外に転用するため、農用地からの除外申請が必要な場合

・**農業に関する補助事業を利用**
国庫補助などを利用するため、農地を農用地区域に編入する場合

申請をお考えの方は、産業建設課産業係までご相談ください。

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

5歳以上11歳以下のお子様も

新型コロナウイルスワクチンを受けることができます

問 湯浅町コロナワクチン相談窓口(9番窓口) ☎22・3830

国内の新型コロナウイルス感染者全体に占める子どもの割合は増えています。ワクチンを受けることで新型コロナウイルスに感染しても症状が出にくくなりますが、一方でワクチンを受けると数日以内に接種部分の痛みや発熱などの副反応の症状が現れることがあります。11歳以下の子どものワクチン接種は努力義務ではありません。詳しい情報は、案内時に送付するリーフレットや厚生労働省のホームページなどでご確認ください。ただし、お子様と一緒にワクチン接種をご検討ください。

○接種開始

3月14日(月)の週から開始予定

○対象者

平成22年5月1日～平成29年2

○接種場所

月28日生まれの子ども

有田郡3町の子どもは、有田川町の小児専門医療機関で接種

※令和4年3月1日時点で満11歳で、平成22年4月30日生まれ

●赤ちゃんからの平山こどもクリニック

までの方は、12歳以上用のワクチンを受けていただきます。ワクチン接種券は満12歳を迎える

●ちさこ赤ちゃんこどもクリニック

誕生月の月末に送付します。※平成29年3月1日以降に生まれた方は、満5歳を迎える誕生月の月末にワクチン接種の案内を送付します。

有田川町下津野550

た方は、満5歳を迎える誕生月の月末にワクチン接種の案内を送付します。

○ワクチン

ファイザー社製小児用ワクチン

★新型コロナウイルスに関する最新の情報は、湯浅町ホームページで公表しています。

を3週間間隔で2回接種

(費用無料)